第361回　企業会計基準委員会議事概要

I.　日　時　　平成29年5月30日（火）　13時30分～16時45分

II. 場　所　　財務会計基準機構 会議室

III.議　題

（審議事項）

(1) のれんに関する会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）への対応

(2) IASB公開草案「IFRS第8号「事業セグメント」の改善」（IFRS第8号及びIAS第34号の修正案）へのコメントの検討

(3) IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況

(4) 企業会計基準公開草案「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」等【公表議決】

(5) 収益認識に関する包括的な会計基準の検討

(6) マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討

(7) 専門委員の選退任

（報告事項）

(1) IASB公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素」へのコメント

(2) IFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定案「IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」－子会社の初度適用」等へのコメント

IV. 議事概要

（審議事項）

(1) のれんに関する会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）への対応

小賀坂副委員長及び川西常勤委員より、2017年7月開催のASAF会議に提出を予定している、のれん及び減損に関するアジェンダ・ペーパー「too little too lateの問題への対処として考えられるアプローチ」について説明がなされ、第54回ASAF対応専門委員会（平成29年5月29日開催）における検討状況も踏まえ、審議が行われた。審議の結果、提出に反対する委員がいたことをアジェンダ・ペーパーに記載すること及び字句等の修正は委員長に一任することを前提に、ASAF会議に当該アジェンダ・ペーパーを提出することが了承された。

(2) IASB公開草案「IFRS第8号「事業セグメント」の改善」（IFRS第8号及びIAS第34号の修正案）へのコメントの検討

川西常勤委員より、IASB公開草案「IFRS第8号『事業セグメント』の改善」（IFRS第8号及びIAS第34号の修正案）の概要及び当委員会の対応案について説明がなされ、第14回IFRS適用課題対応専門委員会（平成29年5月15日開催）における検討状況も踏まえ、審議が行われた。

(3) IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況

小賀坂副委員長及び板橋ディレクターより、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」等に関するエンドースメント手続について公表文書の文案等の説明がなされ、第34回IFRSのエンドースメントに関する作業部会（平成29年5月19日開催）における検討状況も踏まえ、審議が行われた。審議の結果、可能であれば次回以降の委員会において、公開草案の公表承認

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

に関する審議を行う旨が説明された。

(4) 企業会計基準公開草案「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」等【公表議決】

小賀坂副委員長及び淡河専門研究員より、企業会計基準公開草案「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」等について説明がなされ、審議・採決が行われた。採決の結果、字句等の修正は委員長に一任することを前提に、出席委員全員の賛成をもって公表することが承認された。

(5) 収益認識に関する包括的な会計基準の検討

小賀坂副委員長及び川西ディレクターより、開示（注記事項）、一定の期間にわたり充足される履行義務に関する課題、適用時期及び経過措置、企業会計基準及び企業会計基準適用指針の文案について説明がなされ、第 82 回収益認識専門委員会（平成 29 年 5 月 16 日開催）における検討状況も踏まえ、審議が行われた。

(6) マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討

小賀坂副委員長及び前田ディレクターより、マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討に関して、論点の識別及び論点の分析について説明がなされ、第 88 回退職給付専門委員会（平成 29 年 5 月 23 日開催）における検討状況も踏まえ、審議が行われた。

(7) 専門委員の選退任

小野委員長より、税効果会計専門委員会の専門委員の選退任案について説明がなされ、審議が行われた。審議の結果、原案の通り承認され、委嘱等の手続を行うこととされた。

（報告事項）

(1) IASB 公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素」へのコメント

資料の提示をもって報告するものとされた。

(2) IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」－子会社の初度適用」等へのコメント

資料の提示をもって報告するものとされた。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。